

三原市土地区画整理事業測量作業規程

三原市が施行する土地区画整理事業に係る測量作業については、国土交通省土地区画整理事業測量作業規程（平成２５年１月２３日付け国土地第２１３号国土交通大臣承認）を準用する。この場合において、同規程第１条第１項中「国土交通大臣」とあり、及び同条第２項中「国土交通省」とあるのは「三原市」と読み替えるものとする。